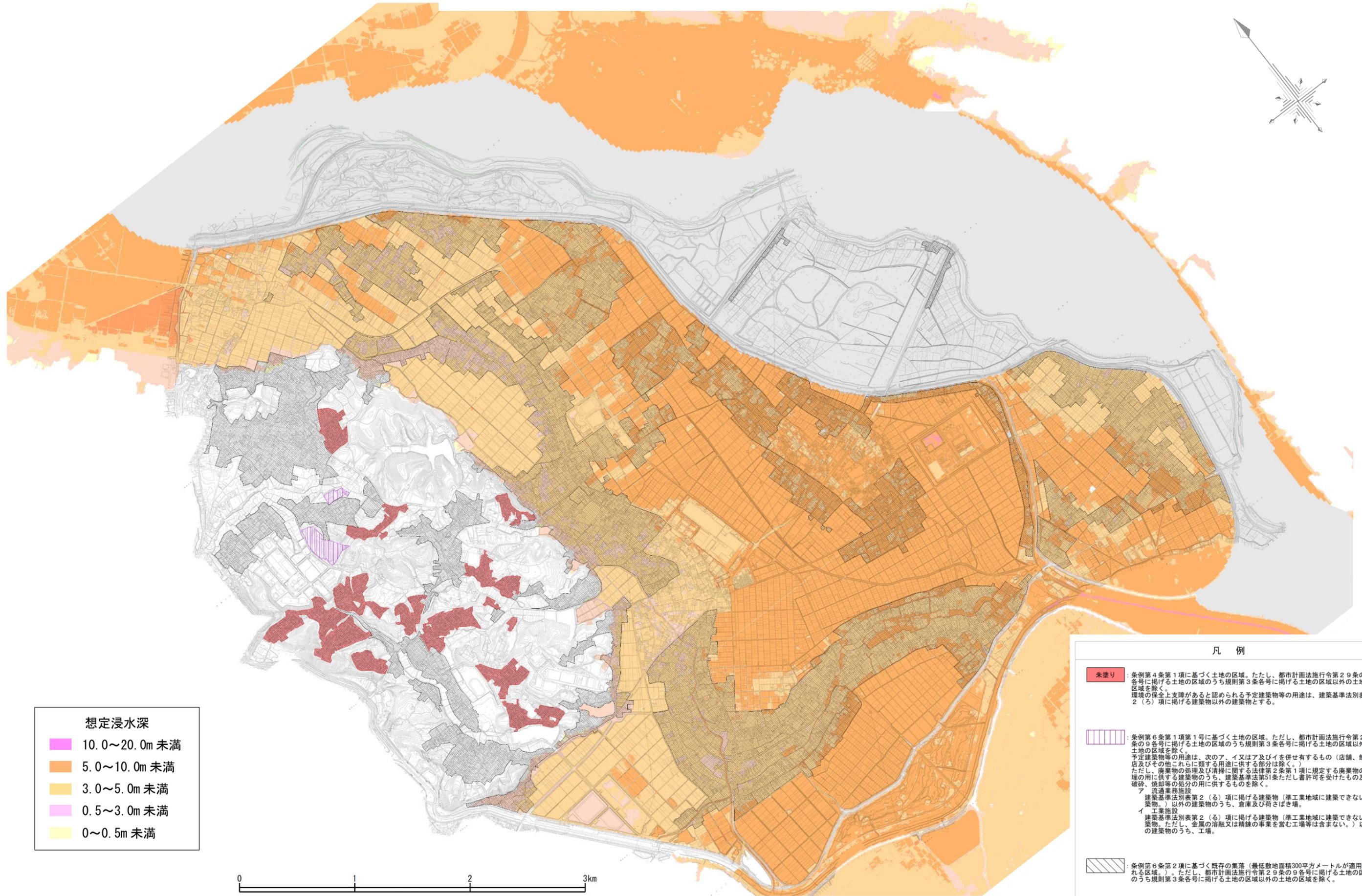
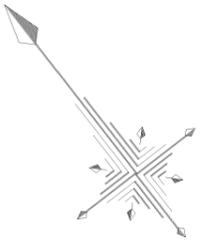
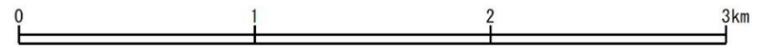


吉見町区域指定図



想定浸水深	
	10.0~20.0m 未満
	5.0~10.0m 未満
	3.0~5.0m 未満
	0.5~3.0m 未満
	0~0.5m 未満



凡例	
	<p>朱塗り：条例第4条第1項に基づく土地の区域。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。 環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物とする。</p>
	<p>条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。 予定建築物等の用途は、次のア、イ又はア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。） ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、積卸等の処分の用に供するものを除く。 ア 流通業務施設 イ 工業施設 建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場。 イ 工業施設 建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場。</p>
	<p>条例第6条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300平方メートルが適用される区域。）。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。</p>
	<p>条例第6条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積150平方メートルが適用される区域。）。ただし、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域のうち規則第3条各号に掲げる土地の区域以外の土地の区域を除く。</p>